

エコアクション 21 環境活動レポート

平成 24 年度

活動期間 平成 24 年 11 月～平成 25 年 1 月



発行日 平成 25 年 3 月 31 日

株式会社 **KAWARYO PGM**

<http://www.kawaryo-pgm.jp>

目 次

1. 事業活動の概要	1
2. 環境方針	5
3. 環境目標とその実績及び評価	6
4. 環境活動計画とその取組結果と評価及び次年度の取組	...	8
5. 環境関連法規等の遵守状況の確認と評価の結果	9
並びに違反・訴訟の有無		
6. 代表者による全体評価と見直し結果	11

1. 事業活動の概要

1-1 会社名 株式会社 KAWARYO PGM

1-2 代表者 代表取締役 飯田 紀行

1-3 所在地 本社・工場 静岡県浜松市西区湖東町 5850 番地 2F
 駐 車 場 静岡県浜松市西区湖東町 5847 番地 1、5920 番地 3
 5923 番地

東京営業所 東京都大田区新蒲田 1-14-20 植山ビル 101 号
 駐 車 場 東京都大田区新蒲田 1-14-20、3-1-9

1-4 資本金 2000万円

1-5 決算期 2月1日 ~ 翌年1月31日

1-6 事業内容 非鉄金属リサイクル業
 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬業

産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業								
行政名	許可番号	許可年月日	有効年月日	許可品目				
				廃プラスチック類	金属くず	ガラスコンクリートくず	廃酸	廃アルカリ
静岡県	02201148813	平成21年6月8日	平成26年6月7日	●	●	●	●	●
愛知県	02300148813	平成21年6月8日	平成26年6月7日	●	●	●	●	●
三重県	02400148813	平成22年3月5日	平成27年3月4日	●	●	●	●	●
東京都	1300148813	平成23年3月22日	平成28年3月21日	●	●	●	●	●
神奈川県	01402148813	平成23年7月21日	平成28年7月20日	●	●	●	●	●
千葉県	01200148813	平成23年8月18日	平成28年8月17日	●	●	●	●	●
岐阜県	02100148813	平成23年8月24日	平成28年8月23日	●	●	●	●	●
茨城県	00801148813	平成23年8月29日	平成28年8月28日	●	●	●	●	●
埼玉県	01100148813	平成24年1月27日	平成29年1月26日	●	●	●	●	●
沖縄県	04703148813	平成22年9月14日	平成27年9月13日	●	●	●	●	●

特 別 産 業 廃 棄 物 収 集 運 搬 業				
行政名	許可番号	許可年月日	有効年月日	許可品目
				感染性産業廃棄物
静岡県	02251148813	平成21年6月8日	平成26年6月7日	●
愛知県	02350148813	平成21年6月8日	平成26年6月7日	●
三重県	02450148813	平成22年3月5日	平成27年3月4日	●
東京都	1351148813	平成23年3月22日	平成28年3月21日	●
神奈川県	01452148813	平成23年7月21日	平成28年7月20日	●
千葉県	01250148813	平成23年8月18日	平成28年8月17日	●
岐阜県	02150148813	平成23年8月24日	平成28年8月23日	●
茨城県	00851148813	平成23年8月29日	平成28年8月28日	●
埼玉県	01150148813	平成24年1月27日	平成29年1月26日	●
沖縄県	04753148813	平成22年9月14日	平成27年9月13日	●

1-7 処理施設の概要

車両形式	最大積載量 又は車両重量	車両寸法 全長×幅×高さ(cm)	登録番号
小型貨物車(バン)	1250 kg	469×169×198	浜松400ち9156
〃	1200 kg	469×169×198	浜松400ち1034
〃	1000 kg	469×169×198	浜松400ち6494
〃	1200 kg	469×169×197	浜松400て733
冷蔵冷凍車	1000 kg	469×169×198	浜松800す3440
箱型軽自動車	960 kg	339×147×173	浜松580ふ9979
ステーションワゴン	990 kg	339×147×188	浜松580ち5378

1-8 処理費用

収集運搬に係る費用は、排出場所・品目に応じてご提案・お見積りをさせていただきますので、下記までお電話下さい。

連絡先 (株)KAWARYO PGM 053(486)2660

1-9 年間売上 1,048 百万円(平成 25 年1月決算)

1-10 受託した産業廃棄物の量

廃棄物の種類	年間受託量(t)
廃プラスチック	8.917
ガラス陶磁器くず	73.563
感染性産業廃棄物	9.515
廃酸	2.403
廃アルカリ	2.268
合計	96.666

1-11 従業員数 14人(平成25年1月決算)

1-12 事業所の延面積
本社 事務所 96.76 m² 工場 120 m²
駐 車 場 180 m²
東京営業所 事務所 23.14 m²
駐 車 場 18 m²

1-13 対象範囲 全組織・全活動・全従業員を対象とする。

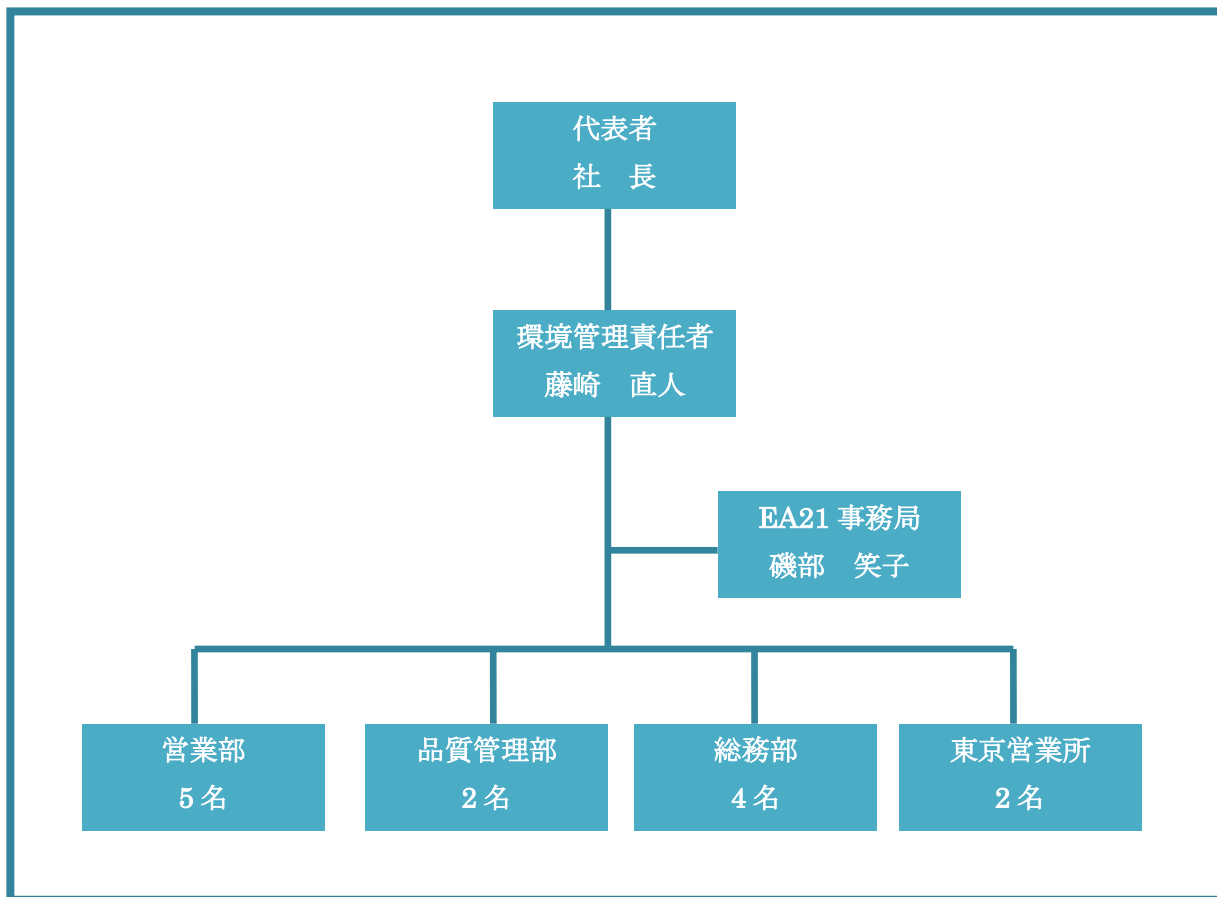
1-14 環境管理責任者及びエコアクション21事務局



環境管理責任者 藤崎直人 E-MAIL naoto@kawaryo-pgm.jp
エコアクション21事務局 磯部笑子 E-MAIL info@kawaryo-pgm.jp

TEL 053(486)2660 FAX 053(486)2665



1-15 エコアクション 21 組織図



代表者(社長)	環境管理責任者	EA21事務局	各担当者	全従業員
環境経営に関する統括責任	環境経営システムの構築、実施、管理	環境管理責任者の補佐	自部門における環境方針の周知	環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚
環境経営システムの実施に必要な人、設備、費用等を準備する	環境関連法規等の取りまとめ表を承認	環境負荷のチェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施	自部門の従業員に対する教育訓練の実施	決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加
環境管理責任者を任命	環境目標・環境課活動計画書を確認	環境目標、環境活動計画書原案の作成	自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告	
環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知	環境活動の取組結果を代表者へ報告	環境活動の実績集計	自部門に必要な手順書の作成及び手順書による実施	
環境目標・環境活動計画書を承認	環境活動レポートの確認	環境関連法規等の取りまとめ表の作成及び最新版管理	自部門の想定される事故及び緊急事態への対応の為に手順書作成、試行・訓練を実施、記録の作成	
代表者による全体の評価と見直しを実施		環境関連法規等取りまとめ表に基づく遵守評価の実施	自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施	
環境活動レポートの承認		環境関連の外部コミュニケーションの窓口		
		環境活動レポートの作成・公開		

2. 環境方針

【基本理念】

株式会社 KAWARYO PGM は、非鉄金属リサイクルと産業廃棄物収集運搬業を通じ、限りある資源を大切にそして有効に利用して、環境と調和した社会づくりに貢献します。「リサイクルで変わります」を合言葉に、次世代へ繋がる環境活動を実践していきます。

【環境指針】

- 1 環境関連法規及び条例等を遵守します。
- 2 二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 3 廃棄物の排出量の削減に努めます。
- 4 水使用量の削減に努めます。
- 5 グリーン購入を推進します。
- 6 環境に配慮したサービスを提供します。
- 7 社会の一員として地域社会活動に貢献します。

制定：平成24年10月 1日

株式会社 **KAWARYO PGM**

代表取締役 **飯田 紀行**

3. 環境目標とその実績及び評価

(1) 試行期間(2012 年度 11～1月)における環境目標とその実績及び評価

項目		単位	基準値 2011 年度 (11～1月)	目標値		実績	評価
二酸化炭素	電力	kwh	4,036.00	3,995.64	2011 年度より 1%削減	4,906.00	×
		Kg-CO ₂	1,909.03	1,889.94	2011 年度より 1%削減	2,320.54	×
	ガソリン	リットル	4,816.61	4,768.44	2011 年度より 1%削減	3,797.25	○
		Kg-CO ₂	11,182.53	11,070.71	2011 年度より 1%削減	8,815.92	○
	軽油	リットル	3,136.49	3,105.12	2011 年度より 1%削減	3,318.99	×
		Kg-CO ₂	8,231.22	8,148.90	2011 年度より 1%削減	8,710.16	×
	一般廃棄物	kg	データなし	2011 年度より 1%削減		128.94	
受託産業廃棄物	—	排出事業者と連携して、産業廃棄物の分別に努める					
グリーン購入		データなし	グリーン購入比率 30%		70%	○	
水使用量		賃貸オフィスの為、水使用量を弊社のみで把握できないので、目標値を設定せず、全従業員で節水を心掛け削減に努める					
環境配慮の促進		産業廃棄物収集運搬時、住宅街等では騒音を考慮し、回収時間やルートを決める					
社会貢献		会社周辺の清掃やボトルキャップ回収の推進をする					

※二酸化炭素排出係数は、環境省が公表している電気事業者別排出係数の 2010 年度実績の中部電力株の値である 0.473(kg-CO₂/kwh)を使用。



(2) 単年目標及び中長期目標

項目		単位	基準値	単年度及び中長期目標				
			2011年度 (2～1月)	2012年度 (2～1月) <基準値の1%削減>	2013年度 (2～1月) <基準値の2%削減>	2014年度 (2～1月) <基準値の3%削減>	2015年度 (2～1月) <基準値の3%削減>	
二酸化炭素	電力	kwh	16,125	15,964	15,803	15,641	15,641	
		Kg-CO ₂	7,627	7,551	7,474	7,398	7,398	
	ガソリン	リットル	15,936	15,777	15,617	15,458	15,458	
		Kg-CO ₂	36,998	36,628	36,258	35,888	35,888	
	軽油	リットル	10,883	10,774	10,665	10,556	10,556	
		Kg-CO ₂	28,560	28,275	27,989	27,704	27,704	
廃棄物	一般廃棄物	kg	516	511	505	500	500	
	受託産業廃棄物	—		排出事業者と連携して、産業廃棄物の分別に努める				
グリーン購入				70%	75%	80%	80%	
水使用量				賃貸オフィスの為、水使用量を弊社のみで把握できないので、目標値を設定せず、全従業員で節水を心掛け削減に努める				
環境配慮の促進				産業廃棄物収集運搬時、住宅街等では騒音を考慮し、回収時間やルートを決める				
社会貢献				会社周辺の清掃やボトルキャップ回収の推進をする				

※一般廃棄物の基準値は、平成 24 年 11 月～平成 25 年 1 月の実績を4倍して使用している。

4.環境活動計画とその取組結果と評価及び次年度の取組

(1)環境活動計画とその取組結果とその評価

遵守評価日 平成 25 年 2 月 13 日

方針	項目	目標達成手段	取組評価	達成状況/是正策	評価/指示
二酸化炭素排出量削減	電力の二酸化炭素削減	<ul style="list-style-type: none"> ・不必要な照明の消灯 ・室温管理をする(暖房23度、冷房26度) ・OA機器、家電製品の待機電力の削減 ・晴れの日の乾燥機の使用禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ × △ 	<p>電気のスイッチや水道に注意喚起するシールを貼った。エアコンの室温管理はシールの効果絶大で、しっかり管理できた。今後は晴れの日の乾燥機の使用制限を徹底したい。</p>	<p>基準年との比較が月単位でしか出来ないが、購入電力による二酸化炭素排出量は前年より21%程増加している。これは、工場での作業が基準年は週1回だったのに対し、今年度は週3回に増えたためである。事務所内での節電は、かなりの割合でできていたので、引き続き継続していく。</p>
	自動車燃料の二酸化炭素削減	<ul style="list-style-type: none"> ・アイドリングストップの励行 ・タイヤ空気圧の点検 ・エコドライブの教育及び実行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ × △ 	<p>交通安全管理者からタイヤ空気圧の点検の資料を借りて知識を深めた。月末の燃費確認を呼びかけ、自らもアイドリングストップの励行と急発進、急停車をしないよう心掛けた。今後、朝礼などで定期的に呼びかけをしていく。</p>	<p>基準年と月単位で比較し4%程削減できた。これは車両台数の1台減もあるが、各車両担当者が毎月燃費の計算をするなどして車両管理をした結果である。エコドライブの教育は引き続きやっていく。</p>
廃棄物排出量削減	一般廃棄物の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・分別の徹底 ・コピー用紙の裏紙利用 ・コピー機の両面・集約機能の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ △ 	<p>ゴミの分別を徹底し、呼びかけた。紙使用量の削減については開始月から若干の削減ができた。両面印刷や集約印刷をもう少し活用してもらえるように呼び掛ける。</p>	<p>一般廃棄物排出量に関しては、今活動期間以前のデータがない為、前年と比較できないが、リサイクルできる物と廃棄物の分別はできている。コピー機の使用についてはミックスプリントを無くす努力をするなど朝礼で周知していく。</p>
	受託産業廃棄物のリサイクル量の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者に廃棄物の分別を呼びかける ・受託した産業廃棄物の搬入管理を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 	<p>産業の搬入管理は間違いないように確認を怠らないようにした。排出事業者に対し、丁寧に分別の呼びかけができた。今後も、産業の分別を徹底するように呼びかけをする。</p>	<p>積替え保管の許可がない為に、リサイクルできるものも廃棄物になっているようである。排出量を減少するには顧客の教育が必須である。</p>
水使用量削減	水道水の削減	<ul style="list-style-type: none"> ・節水シールの貼り付けとポスター掲示 ・手洗い時の節水励行 	<ul style="list-style-type: none"> ○ × 	<p>水道のある所に節水シールを貼った。今後は朝礼などで手洗い時の節水を呼びかける。</p>	<p>手洗い時の節水励行ができていなかった。トイレの洗浄を自動から手動に変えるなど、数値が把握できないだけに努力が必要である。</p>
環境配慮資材の購入	グリーン購入の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ性能の高い電気製品の購入 ・事務用品グリーン購入比率向上 	<ul style="list-style-type: none"> △ ○ 	<p>事務用品のグリーン購入は、業者さんの協力もあり、高い割合で実行できた。今後、購入リストを作成する。</p>	<p>事務用品のグリーン購入に関してはかなり高い確率で達成できたので、目標を大幅上方修正したい。</p>
環境配慮の促進	産業廃棄物の収集運搬における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・作業時間や待機時間の短縮化 ・運搬経路選択の際、幅員・渋滞等の道路条件を考慮 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ 	<p>効率的に作業を行い、業務の短縮化に繋げた。渋滞しやすい道やスムーズな移動ができた。今後も環境配慮を徹底する。</p>	<p>産業収集運搬車両を運転している社員の意識の向上につながった。今後は取引先の環境配慮に対するコミュニケーションを増やす。</p>
社会貢献	社会貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・エコキャップ回収容器の設置 ・会社周辺の定期的な清掃を計画する 	<ul style="list-style-type: none"> ○ × 	<p>エコキャップ回収容器を購入し、回収運動を開始した。ゴミ箱内にキャップのついているものを見つけたら外して分別した。</p>	<p>エコキャップ運動の従業員への周知度が低いのか、キャップのついたままペットボトルが捨てられていた。責任者以外の意識の向上が必要。今後は会社周辺の清掃を定期的に行うように指示する。</p>
年間活動計画	環境教育	<ul style="list-style-type: none"> ・環境方針・目標・活動計画の周知 ・環境目標・環境活動進捗状況確認・評価 ・資格取得・更新のための研修会参加 ・火災対応訓練 ・作成と地域事務局への送付 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ○ × ○ ○ 	<p>基準年に把握していない数値があった為、全ての比較ができなかった。末期以降は、正確に比較ができると思う。単純に活動期間3か月の数値を見てみると、責任者を決めて活動した項目は、かなり成果が見られた。末期以降は、責任者以外の全従業員に環境への意識の向上につながる活動を促す。二酸化炭素排出量は工場作業が今活動期間から週3回に増えたため、電力など付随するエネルギー使用量が増えた。末期は金属の取扱量との比較をする。</p>	

<備考>○印:達成, △印:ほぼ達成, ×印:未達成

(2)次年度の取組内容

エコアクション21の取り組みを開始してから数ヶ月が経過したばかりであることから、今後も当初より計画した取組内容を継続して実施していきたいと考えています。

5.環境関連法規等の遵守状況の確認と評価の結果並びに違反・訴訟の有無

(1)環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果

区分	法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	条項	概要	遵守評価 判定	
環境法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	事業者の責務	第3条	事業者の一般廃棄物の自ら処理	遵守	
		所有・占有・管理土地の清潔の保持	第5条	不適正処理廃棄物発見の速やかな通報等		
		一般廃棄物の委託処理	第6条の2第6項	契約の締結		
		産業廃棄物収集運搬業の帳簿整備	第12条の2	帳簿の整備・保存		
		産業廃棄物収集運搬業の管理票処理	産業廃棄物収集運搬業の管理票処理	第12条の3第3項		-B1票の90日以内の送付 -収集・運搬業者の管理票交付者へのマニフェストの写しを送付、この場合において、当該産業廃棄物処分委託へのマニフェスト管理票の回付
				第12条の3第6項		管理票交付者のマニフェストの保管
				第12条の3第7項		-産業廃棄物管理票交付状況等の報告 -保管(5年間)
				第12条の4		虚偽の受託、虚偽の運搬の禁止
		虚偽の管理票発行の禁止	第12条の4	虚偽の受託、虚偽の運搬の禁止		
		産業廃棄物の収集運搬業の許可	第14条	許可基準、許可期限、名義貸し禁止、許可取り消し基準		
		産業廃棄物の収集運搬業許可の変更等	第14条の2			
		特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可	第14条の4			
		特別管理産業廃棄物の収集運搬業許可の変更等	第14条の5			
		不法投棄の禁止	第16条			
	産業廃棄物収集運搬に必要な報告	第18条	産業廃棄物収集運搬実績報告書の提出義務			
	道路交通法	免許証携帯と有効期限 安全運転管理者の設置と交通安全教育の実施 交通事故時の措置 酒気帯び運転の禁止 過労運転の禁止 速度遵守 積載制限遵守	第64条	無免許運転の禁止	遵守	
			第74条	対象：車両5台以上		
			第72条	死傷者又は損壊時の救護及び通報		
			第65条	酒気帯び運転の禁止・酒気帯び運転者に運転させることの禁止		
			第66条	過労運転させることの禁止		
			第22条	制限速度の遵守		
			第57条	-産業廃棄物収集運搬車 -過積載車両の運転指示の禁止・過積載の禁止		
	道路運送車両法	点検及び整備の義務 定期点検整備 点検整備記録簿 自動車検査証の携行	第47条		遵守	
			第48条			
			第49条			
			第56.58条	-自動車検査証の交付を受けて運行。 -有効な車検証を携行		
消防法	発火の恐れのある設備の届け出 LPGガスの貯蔵及び取扱	第9条の3	-溶解炉 -溶解炉(3基)の設置の届け出 -LPGガス置場 -LPGガス最大貯蔵数量400kgの届け出	遵守		
			労働安全衛生法		機械等から生ずる労働災害の防止	第88条
悪臭防止法	規制基準の遵守義務	第7条	浜松市告示第465号(浜松市内の場合。他自治体の場合は、その自治体の告示による。)	遵守		
静岡県	静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	産業廃棄物処理業者の透明性及び信頼性を確保の責務 産廃委託先の実地確認	第5条 第10条		遵守	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	静岡県知事への産業廃棄物処理状況の報告等	第22条		遵守	
浜松市	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	委託に係る運搬又は処分が行われる施設の状況等を実地に確認 浜松市長への産業廃棄物処理状況の報告等	第10条 第18条		遵守	
	浜松市音・かおり・光環境創造条例	悪臭の少ない生活環境の保持	第9条		遵守	
他道府県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例(ディーゼル車規制)	排出基準を満たさないディーゼル車の走行禁止	-対象：神奈川県に乗り入れる産業廃棄物収集運搬車 -対象車種：ディーゼル車のトラック、ディーゼル車のバス、ディーゼル車の特種自動車(乗用車ベースのものを除く。)	遵守		
	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(略称 環境確保条例)		-対象：東京都に乗り入れる産業廃棄物収集運搬車 -対象車種：ディーゼル車のトラック、ディーゼル車のバス、ディーゼル車の特種自動車(乗用車ベースのものを除く。)	遵守		
	埼玉県生活環境保全条例などのディーゼル車に対する規制		-対象：埼玉県に乗り入れる産業廃棄物収集運搬車 -対象車種：ディーゼル車のトラック、ディーゼル車のバス、ディーゼル車の特種自動車(乗用車ベースのものを除く。)	遵守		
	千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例		-対象：千葉県に乗り入れる産業廃棄物収集運搬車 -対象車種：ディーゼル車のトラック、ディーゼル車のバス、ディーゼル車の特種自動車(乗用車ベースのものを除く。)	遵守		
	産業廃棄物収集運搬の許可を得ている愛知県・神奈川県・東京都・三重県・岐阜県・茨城県・沖縄県が制定している産業廃棄物関係の条例				遵守	

区分	法規制等の名称	該当する要求事項 (対応すべき事項)	条項	概要	遵守評価 判定
事業者全般として遵守する法律 環境法令	環境基本法	事業者の責務	第8条	公害防止、自然環境適正保全のための措置の実施等	遵守
	地球温暖化対策の推進に関する法律	事業者の責務	第5条	事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガス排出抑制等のための措置の実施、国・地方公共団体が実施する温室効果ガス排出抑制等のための施策への協力	遵守
	自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)	使用済自動車の引き取り業者への引き渡し	第5条		遵守
		自動車再資源化料金の再資源化等預貯金としての資金管理人への預託	第73条		
	グリーン購入法(国等による環境物品等の調達に関する法律)	事業者及び国民の責務(環境物品の購入)	第5条		遵守
	フロン回収・破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)	事業者の責務(特定製品の廃棄の場合のフロン類の適切な措置)	第4条		遵守
		第1種特定製品廃棄等実施者の第1種フロン回収業者へのフロンの引渡し義務	第19条		
だれでもみだりにフロン類の大気中への放出することの禁止		第38条			

(2) 違反、訴訟等の有無

環境関連法規等の評価の結果、環境法規制等の逸脱はありませんでした。また、過去3年間にわたって違反や関連機関からの指摘や利害関係者からの訴訟もありませんでした。さらに、外部からの環境に対する苦情もありませんでした。



6.代表者による全体評価と見直し結果

環境活動を始めた初年度をいうこともあり、データが不足している部分もありましたが、平成24年11月から平成25年1月までの3ヶ月間の取り組みをした結果、前年度の同じ期間における使用量(基準値)より電力及び軽油の使用量が増加する結果になってしまいました。

また、各環境活動の責任者は、環境活動の理解を深め積極的に活動していましたが、責任者以外の従業員の環境活動への関心度が低い気がしました。今後は全従業員で活動できるように体制を整えていきます。また、今期の活動を通して実状をきちんと把握し、次年度以降の活動にしっかり反映させるように指導していきたいと思っています。

本社は、貴金属リサイクル業・産業廃棄物収集運搬業ともに車両を使っての顧客訪問が基本となる為、エコドライブについては、徹底した教育を実施し、目標値のクリアを目指して欲しいし、業務内容的に、売上量の増加が二酸化炭素排出量の増加に直接影響してしまうので、将来的には目標値の設定方法に環境効率指標(二酸化炭素排出量/売上高または車両走行距離等)を導入することを考慮する必要があると思われま

す。いずれに致しましても、取り組みを開始したばかりであることから、環境方針の変更は必要ないと思われま

すが、環境目標のグリーン購入の目標値は変更致します。全従業員が高い意識を持ち二酸化炭素排出量の抑制ができるように時期以降も取り組んでまいります。

制定 平成25年3月31日

株式会社 **ICAWARYO PGM**

代表取締役 飯田 紀行

